

白川町新庁舎整備基本方針

令和3年4月

白 川 町

≪ 目次 ≫

1. はじめに	1
2. 庁舎の現状	2
3. 庁舎の課題	3
4. 新庁舎の建設について	4

1. はじめに

白川町役場の現庁舎は、昭和31年9月30日の4カ町村合併に伴い、昭和32年に建設され、以降増改築を行いながら現在に至っていますが、耐震性能の不足、土砂災害特別警戒区域（レッド、イエローゾーン）内、施設の老朽化といったさまざまな課題を抱えていましたが、学校統廃合の問題や厳しい財政状況によりこれまで抜本的な解決を図ることができませんでした。

このような課題を解決するために、平成29年に発足した職員庁舎整備研究会、庁舎整備検討委員会、議会庁舎建設特別委員会などで新庁舎建設について検討を行ってきました。

今後、予想される東南海地震や大雨災害の発生に備え、庁舎の安全性や防災拠点としての機能の確保が急務となっていますが、耐震補強による大規模改修では、老朽化による耐用年数の問題をはじめ、建物の分散化、バリアフリーへの対応など、以前からの課題を解決するには限界があるため、令和3年3月に策定した「白川町第6次総合計画」の中で、新庁舎の建設について位置付けを行ったところです。

懸案事項であった建設予定地について方針が決定し、本町が目指す新庁舎の建設指針となる基本的な考え方を示すため、「白川町新庁舎整備基本方針」を策定するものです。

2. 庁舎の現状

現庁舎は昭和32年に1・2階部分が建設され、その後3階議会棟の増築、農林課のある北棟、企画課のある南棟が増築され、平成に入り宿直棟、分館が建設されています。一番古い本庁舎1・2階部分は築63年が経過しています。



【概要】

住 所		白川町河岐715番地			
区 分	建築年	構造	延面積	耐震性能 (IS値)	
本庁舎1・2階	昭和32年	RC造	1,570.43㎡	0.63～0.79	
本庁舎3階増築部分	昭和41年	鉄骨造		0.07～0.14	
本庁舎北棟増築部分	昭和48年	鉄骨造		別途診断必要	
本庁舎南側増築部分	昭和55年	鉄骨造		0.31～0.50	
宿直棟	平成5年	鉄骨造	719.46㎡		
分館(4階建)	平成元年	鉄骨造			
(現行の耐震基準が施行された昭和56年以降に建築された建物は耐震診断不要)					

3. 庁舎の課題

(1)耐震性の不足

耐震性能 (IS 値) は震度6～7程度の地震に対する建物の安全性を示す指標で、数値が大きいほど安全性が高くなります。庁舎や病院などの施設では0.9が目標とされており、白川町役場の数値は0.07～0.79ということから、大地震の際は人命にかかわる被害の恐れがあります。

耐震安全性の目標	目標IS値	対象施設
大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる	0.9	庁舎 拠点病院等
大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる	0.75	学校
大地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られる	0.6	上記以外の一般 公共建築物等

(2)防災拠点施設としての脆弱性

庁舎が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内に位置し、その一部は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にもなっているため、大地震や豪雨災害を受けた場合には、防災拠点施設としての機能を果たすことができなくなる可能性があります。また、非常発電施設も庁舎裏の土砂災害や水害を受けやすい位置にあり、その発電容量にも限界があります。このような状況から国からは、防災機能の確保について改善を求められています。



防災無線室

(3)施設の老朽化

建築後の経過年数は27年から63年であり、建物の老朽化に加えて、電気・給排水・衛生設備・空調設備等の老朽化も進んでおり、修繕を繰り返しながら使用しています。

(4)利便性の低下

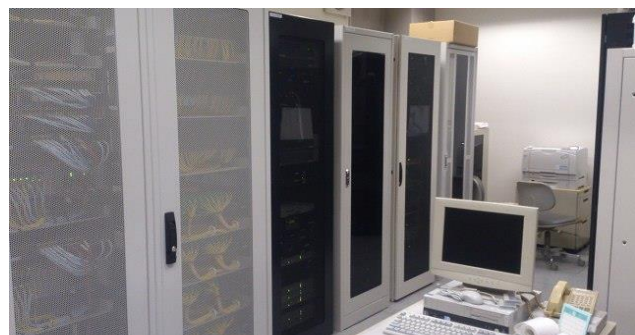
庁舎機能が、本庁舎、町民会館及びその他施設に分散され、利便性やサービスの低下、行政効率の低下を招いています。また、根本的に通路が狭く、エレベーターがないなどバリアフリー対応が不十分で、すべての人にとってわかりやすく、使いやすい庁舎とは言えない状況です。



バリアフリーが不十分な階段

(5)情報化への対応とデータ保管

庁舎1階電算室には、業務用共有フォルダ、グループウェア、インターネット・メール、健康管理システム、見守りシステム、学校関係、防犯カメラ等のデータが保管されており、大地震による建物崩壊や土砂災害によってそのデータが失われる危険があります。



1階電算室

戸籍データは国の機関へ、住民基本台帳・印鑑登録・町税・財務会計等のデータは総合行政システムによって大垣市のソフトピア内にそれぞれ別途保存されています。

4. 新庁舎建設について

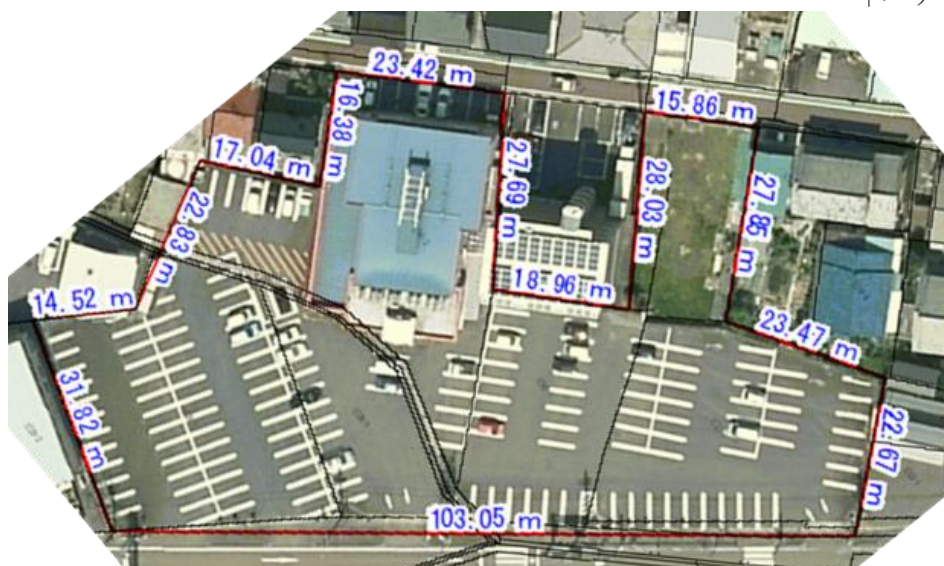
(1) 新庁舎の建設位置

新庁舎の建設位置は、パチンコ店敷地一帯とします

◎災害危険区域のない防災拠点にふさわしい安全な土地

◎面積が広く、将来性、拡張性がある

パチンコ店敷地	地番	地目	面積 (㎡)
※ 都市計画区域外	河岐1705-1	宅地	67.81
	河岐1705-2	宅地	1252.16
	河岐1707-1	田	624
	河岐1708-3	宅地	346.31
	河岐1723-1	宅地	944.25
	河岐1726-1	雑種地	1081
	河岐1726-5	雑種地	425
計			4,740.53



(2) 建設予定地決定までの経過

新庁舎建設予定地については、平成29年に設置された庁舎整備検討委員会の中で検討され、平成30年4月に白川中学校、島地内、タイセイ跡地の3か所について提案がありました。その後、平成30年7月に議会の庁舎建設特別委員会から「庁舎は河岐が適当、庁舎よりも学校再編を優先してほしい」との意見書が提出されました。

町では建設予定地について検討を重ね、令和2年5月に防災機能をメインとした新庁舎を白川中学校敷地の一部に建設し、窓口機能は町民会館に集約するという分庁式案を議会に提案しました。

議会と協議を進める中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、パチンコ店は臨時休業に入ったため、パチンコ店も候補地にしてはどうか、また、町民会館との連携による利便性の向上が期待できることから、商工会の土地についても候補地として用地交渉を進めるよう提案がありました。

町では用地交渉を進める中、新庁舎建設予定地にふさわしい土地について再度検討してきました。

町内部では、これまでもパチンコ店の土地については候補地として挙げられてきましたが、営業中の店舗であり、多額の営業補償費等が必要になるため、財政的に難しいと判断し提案しませんでした。しかし、情勢の変化もあり検討を進める中、庁舎整備の大前提である防災拠点となる、安全・安心な庁舎にふさわしい安全な土地であり、面積が広く将来性、拡張性があること、また、地権者の皆様のご理解を得られたことから、パチンコ店敷地一体を候補地とすることに決定しました。

(3)新庁舎の基本理念

新庁舎は、町民の安全・安心な暮らしを支える防災拠点であるとともに、利用環境に優れた人にやさしい庁舎であることが求められます。また、現庁舎の課題を解決するだけでなく、経済性と環境を考慮した庁舎を目指して、新庁舎整備の基本理念を次のように設定します。

町民の安心を支え、人と環境にやさしい庁舎

(4)新庁舎の基本方針

新庁舎の基本理念を具体化するために、3つの基本方針を定めます。また、それらに基づいた新庁舎に必要な基本機能を次のように設定します。

①防災拠点となる 安全・安心な庁舎

- ・災害に強い庁舎
- ・危機管理、災害対策機能の確保

②利用者にとって 使いやすい庁舎

- ・分かりやすく、使いやすい窓口機能
- ・ユニバーサルデザインの採用
- ・機能的で効率的な執務環境の実現
- ・ICT技術を取り入れた高度な住民サービスの提供
- ・町民が寄りやすい利用したくなる庁舎

③自然と調和した 白川らしい庁舎

- ・町民に親しまれる庁舎
- ・木のまち白川に配慮した庁舎
- ・自然エネルギー、資源の有効活用
- ・長寿命化、維持管理、ライフサイクルコストに配慮した施設づくり
- ・省エネ技術の導入、環境負荷の低減

(5)新庁舎の規模

**新庁舎の建設規模は、延床面積 2,000 m²～3,000 m²程度
を想定しています**

総務省の起債許可標準面積基準を基に、令和3年4月1日時点における庁舎内職員数（会計年度任用職員含む）及び町議会議員定数条例による議員定数9人によって算出した面積は、下記のとおりです。

庁舎標準面積算出表

総務省地方債庁舎算定基準

室 名	面 積 基 準	標準面積			
① 事務室	4.5㎡×（換算職員数）	757.80 ㎡			
	〔職員数換算率〕				
	区 分		換算率	職員数	換算職員数
	特 別 職		12	2 人	24 人
	課 長 級		2.5	13 人	32.5 人
	課長補佐・係長級		1.8	14 人	25.2 人
	製図職員		1.7	11 人	18.7 人
	一般職員		1	68 人	68 人
計		108 人	168.4 人		
② 倉庫	事務室面積の13%	98.51 ㎡			
③ 会議室、便所等	7㎡×（全職員数）	756.00 ㎡			
④ 玄関・廊下等	①②③の各室面積合計の40%	644.93 ㎡			
⑤ 車庫等	1台につき25㎡（車道込）	25 台	625.00 ㎡		
⑥ 議事堂	35㎡×（議員定数）	9 人	315.00 ㎡		
合 計			3,197.24 ㎡		

※車両台数は、現に保有している台数から配送車及びスクールバスを除く。

(6)駐車場の規模

駐車場規模の検討にあたっては、現在の駐車場の利用状況、同規模の自治体の事例などにより必要な駐車台数を算定しました。

区 分	来庁者用	公用車用	合 計
必要駐車台数	60 台	25 台	85 台

※職員駐車場については、現庁舎の駐車場を使用することを基本としますが、行事の際の駐車場不足は課題となっていることから、新庁舎付近の土地の確保についても検討していきます。

(7)新庁舎の概算工事費と財源

概算工事費として、10 億～15 億円程度を想定しています。また、財源として庁舎整備基金等の活用とともに、町債の活用を予定しています。

(8)新庁舎整備のスケジュール

新庁舎建設事業スケジュール(案)

[illegible]